

岡崎市議会議案

令和4年3月定例会

令和4年3月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件名	ページ
51	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	5

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第35条」の次に「及び第36条の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条中「63万円」を「65万円」に改める。

第18条中「第35条」の次に「及び第36条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第26条中「19万円」を「20万円」に改める。

第35条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「63万円」を「65万円」に改める。

第36条の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第36条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項及び第4項において「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

- 2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第21条又は第24条」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第35条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数の切上げを行った後の額とする。）
- 5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第12条又は第15条」とあるのは「第21条又は第24条」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第4項において準用する同条第1項各号」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第17条、第26条、第35条及び第36条の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、未就学児を対象とした被保険者均等割額を減額する制度を創設する必要があるによる。

